

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要介護のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間
		利用料 (10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・20分未満		3,469円	347円	694円	1,041円	314	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・30分未満		5,204円	521円	1,041円	1,562円	471	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3 30分以上1時間未満		9,094円	910円	1,819円	2,729円	823	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4 1時間以上1時間30分未満		12,464円	1,247円	2,493円	3,740円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ20分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		3,160円	317円	633円	949円	286	リハビリ20分(1回につき)8単位減算後 294-8=286単位
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ40分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		6,320円	633円	1,265円	1,897円	572	リハビリ40分(20分×2回)8単位減算後 (294-8)×2回=572単位
◆訪問看護Ⅰ-5・2超 リハビリ60分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		8,519円	852円	1,704円	2,556円	771	リハビリ60分(20分×3回)8単位減算後 1日に2回を超えて訪問看護の場合(265単位/回) (265-8)×3回=771単位
特別管理加算	Ⅰ	5,525円	553円	1,105円	1,658円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に 管理する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,762円	277円	553円	829円	250	
複数名訪問看護加算Ⅰ 【+看護師等の場合】	30分未満	2,806円	281円	562円	842円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,442円	445円	889円	1,333円	402	
複数名訪問看護加算Ⅱ 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,221円	223円	445円	667円	201	
	30分以上	3,502円	351円	701円	1,051円	317	
長時間訪問看護加算		3,315円	332円	663円	995円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3,867円	387円	774円	1,161円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した 日に看護師が訪問を行った場合に算定
	Ⅱ	3,315円	332円	663円	995円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を 行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
ターミナルケア加算		27,625円	2,763円	5,525円	8,288円	2,500	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	66円	7円	14円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		552円	56円	111円	166円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の 同意が必要。
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆・・・①療法士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

②当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

緊急時訪問看護加算 I、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。

※緊急時訪問看護加算 I、特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【3級地】

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要支援のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間
		利用料 (10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・20分未満		3,348円	335円	670円	1,005円	303	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・30分未満		4,983円	499円	997円	1,496円	451	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3 30分以上1時間未満		8,773円	878円	1,755円	2,633円	794	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4 1時間以上1時間半未満		12,044円	1,205円	2,409円	3,614円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ20分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		3,049円	305円	610円	915円	276	リハビリ20分(1回につき) 8単位減算後 284-8=276単位
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ40分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		6,099円	610円	1,220円	1,830円	552	リハビリ40分(20分×2回) 8単位減算後 (284-8)×2回=552単位
特別管理加算	Ⅰ	5,525円	553円	1,105円	1,658円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理 する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,762円	277円	553円	829円	250	
複数名訪問看護加算Ⅰ 【+看護師等の場合】	30分未満	2,806円	281円	562円	842円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,442円	445円	889円	1,333円	402	
複数名訪問看護加算Ⅱ 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,221円	223円	445円	667円	201	
	30分以上	3,502円	351円	701円	1,051円	317	
長時間訪問看護加算		3,315円	332円	663円	995円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3,867円	387円	774円	1,161円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した 日に看護師が訪問を行った場合に算定
	Ⅱ	3,315円	332円	663円	995円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を 行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	66円	7円	14円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		552円	56円	111円	166円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同意 が必要。
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆…①療法士等（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

②療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（③に該当しない場合）。

③当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

緊急時訪問看護加算 I、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。

※②③は要支援のみ対象です。③の15単位の減算に該当する場合は②の5単位は減算しません。

※緊急時訪問看護加算 I、特別管理加算 I・II、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【3級地】